

答 申 案 件 の 概 要

件名	理由説明書のうち別添1の資料についての一部開示決定処分に対する審査請求 (情報公開・個人情報保護審査会答申第25号)						
経緯	開示請求年月日	平成25年12月16日	審査請求年月日	平成26年1月31日	担当課	開示決定等	警察本部警務部監察課
	開示決定等年月日	平成25年12月25日	諮問年月日	平成26年3月4日		審査請求	公安委員会
対象行政文書	青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）が平成25年12月11日付け青公委第159号により当審査会に提出した理由説明書に別添1として添付した資料（インターネット上に存在する電子掲示板である「爆サイ. com」という名称のサイトの一部の写し）						
本件処分の内容	<p>一部開示決定 (不開示部分)</p> <p>「爆サイ. com（掲示板サイト）」の内容がわかる部分</p> <p>対象政文書のうち、サイトのタイトル部分（「爆サイ. com東北版 青森雑談」、「爆サイ. com総合版」）及び実施機関が施した「別添1」の表示を開示する一方、次に掲げる部分などそれ以外の部分（以下「本件情報」という。）について、不開示とした。</p> <p>(1) 青森県を被告とした警察関連裁判2件(以下「当該裁判」という。)に関する投稿文（以下「当該投稿文」という。）</p> <p>(2) 当該投稿文に対するコメント（以下「当該コメント」という。）</p> <p>(3) 当該投稿文が記載されているページのURL</p> <p>(4) 投稿文に付与された「スレッド番号」及び書き込みの年月日時刻</p> <p>(5) コメントに付与された「レス番号」及び書き込みの年月日時刻</p> <p>(6) 広告</p> <p>(不開示理由)</p> <p>青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第7条第3号該当</p> <p>個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書き、ロ及びハのいずれにも該当しないものであるため。</p>						
審査請求の趣旨	一部開示決定を取り消し、請求人が開示請求した行政文書を開示せよ。						
審査会の結論	青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、不開示とした部分について、開示することが妥当である。						
審査会の判断要旨	<p>〈条例第7条第3号該当性について〉</p> <p>(条例第7条第3号本文該当性)</p> <p>1 本件情報は「個人に関する情報」に該当するか。</p> <p>(1) 諮問実施機関は、本件情報について、投稿者及び投稿文の対象となっている当該裁判の原告の個人情報であるとし、当該投稿文及び当該コメント（以下「当該投稿文等」という。）については、「投稿者（以下「当該投稿者」という。）の人生観、思想、信条、内心その他の個人の属性に関する情報」であると述べ、「当該投稿文中の当該裁判の内容に関する部分は、当該裁判の原告の個人に関する情報」でもであると述べている。</p>						

(2) 当該投稿文等は、電子掲示板に書き込まれた個人の投稿文であるので、「個人に関する情報」であると認められ、また、当該投稿文中の当該裁判に関する部分も、特定の個人が裁判を起こしたという情報であるので、当該裁判の原告の「個人に関する情報」であると認められる。

2 本件情報は、「特定の個人を識別することができるもの」に該当するか。

(1) 本件情報について、当該投稿文等は、電子掲示板に書き込まれた投稿文であるが、匿名のものである。また、当該投稿文中の当該裁判に関する部分も、当該裁判に関する特定の個人を識別することができる内容までは記載されていないものと認められる。

(2) よって、本件情報は、「特定の個人を識別することができるもの」には該当しないと認められる。

3 本件情報は、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するか。

(1) 諮問実施機関は、本件情報について、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると主張し、「電子掲示板には、投稿者本人の個人に関する情報のみならず、投稿者以外の者の個人に関する情報についても、不用意に、あるいは無責任に、時には悪意を持って書き込まれやすく、個人に関する情報が電子掲示板に掲載されているからといって、必ずしも投稿者又は個人に関する情報を書き込まれた者が、当該情報を公衆に広く公表、公開されることを望んでいるものとは限らない」と述べている。

(2) **投稿者本人に関する情報について**

① 諮問実施機関は、当該投稿文等については、当該投稿者の知人、近親者等が既に保有している又は入手できる他の情報によって、当該投稿者が誰であるかを特定され得るほか、仮に当該投稿者が誰であるかを特定できないとしても、当該投稿者の個人に関する情報が開示されれば、開示されたことをきっかけとして、他の掲示板、特定のブログ等に転載されるなどして情報が拡散し、投稿や転載された記事に対し、誹謗、中傷等のコメントが書き込まれ当該投稿者の精神的負担が増加するなど、当該投稿者の権利利益を害するおそれがある旨を述べている。

② しかし、本件電子掲示板とは、インターネット上において、不特定多数の者が自由に閲覧できる場で、投稿者が自由に文章を書き込むことができるというものである。そして、本件情報を見分したところ、当該投稿文等は、そもそも、不特定多数の者に呼びかけ、情報提供を求めるといった内容のものであると認められる。このような電子掲示板に情報の提供を依頼する書き込みをする、あるいはそれに対する応答をするということは、投稿者において当該情報が不特定多数の者に広く閲覧されることを当然の前提としているものと認められる。

③ 従って、投稿者本人が自ら書き込んだ情報については、ネット上で開示されることを前提としているものであって、条例に基づいて開示されたとしても、これによって新たに権利利益の侵害が発生するとは認められない。

(3) **投稿者以外の者に関する情報について**

① 投稿者以外の者に関する情報とは、当該投稿文中の当該裁判の内容に関する部分である。

諮問実施機関は、当該投稿文中の当該裁判の内容に関する部分についても、「当該裁判の原告の知人、近親者等が既に保有している又は入手できる他の情報によって、当該裁判の原告が誰であるかを特定され得るほか、仮に当該裁判の原告が誰であるかを特定できないとしても、当該投稿文が開示されれば、開示されたことをきっかけとして、他の掲示板、特定のブログ等に転載されるなどして情報が拡散し、投稿や転載された記事に対し、誹謗、中傷等のコメントが書き込まれ当該裁判の原告の精神的負担が増加するなど、当該裁判の原告の権利利益を害するおそれがある」と述べている。

② しかしながら、本件情報を見分したところ、諮問実施機関が「当該裁判の内容に関する部分」と説明する部分とは、訴訟の具体的な内容に関する記載がある訳ではなく、事件の種類と当該裁判が提起された旨等が記載されているに過ぎない。確かに当該情報が公にされることにより、当該裁判の原告の知人、近親者等によって、これが当該裁判の原告に関する記載であることが推測される場合がないとは言えない。しかし、そもそも裁判は公開の手续を取るものであることに加え、当該裁判が青森県を被告としたものであることを考慮すると、特定個人が当該裁判を提起したという事実自体が他者に知られることは、当該裁判の原告にとって、受忍すべきことであると認められる。

③ 従って、投稿者以外の者に関する情報についても、これが条例によって開示されたとしても、新たに権利利益の侵害が発生するとは言えない。

(4) よって、本件情報は、いずれも「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には該当しないと認められる。

<結論>

以上のとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当せず、当該情報を開示することが妥当である。